

奈良県職員採用案内パンフレット制作業務委託 仕様書

1. 業務の目的

公務員志望者はもとより、民間志望者や転職を検討している求職者を対象に、奈良県職員の業務内容や採用情報等を周知し、県で働く魅力を伝える採用案内パンフレットを制作することにより、県での就労意欲を喚起し、多様な人材の確保につなげる。

2. 業務の名称

奈良県職員採用案内パンフレット制作業務

3. 委託期間

契約締結日から令和6年9月30日（月）まで

4. 委託業務の内容

- (1) パンフレットのデザイン企画・ディレクション・制作
- (2) パンフレット制作に係る写真撮影、イラスト等の作成
- (3) 職員インタビューの実施
- (4) 必要部数の印刷・製本 等

5. 仕様等

(1) 規格

- ・サイズ：A4版
- ・ページ：24ページ程度（表紙、裏表紙含む）、冊子形式中綴じ
- ・刷り色：4色刷り（カラー刷）
- ・紙質：マットコート紙110kg

※規格については、県と協議の上、最終的に決定すること。

(2) 部数

5,000部

(3) 基本的な考え方

- ・令和5年度に制作した職員採用ムービーのキャッチコピー「REVAMP! NARA ～わたしたちとつくる新しい奈良～」を主題として制作すること。

【参考】奈良県職員採用ムービー

(Full ver.) <https://www.youtube.com/watch?v=M6ZumvhXAw4>

(Short ver.) <https://www.youtube.com/watch?v=W3Gykh5VosM>

- ・県に入庁し、様々な業務にチャレンジしたいと思わせるものとする。

また、パンフレットから活気や情熱が感じられるものとする。

- ・ 県職員の仕事の魅力ややりがい等を伝え、県職員になることに希望を抱かせるものとする。
- ・ 公務員志望者はもとより、県職員に興味のない方でも思わず手に取りたくなるような興味をひく洗練されたデザインとすること。
- ・ 写真やイラストを多用するなどして、県職員として働く様子、職場の雰囲気が直感的に伝わるものとする。
- ・ 全体のデザイン・レイアウトについては、キャッチコピーを踏まえて、トーンやフォントに統一感を持たせること。

(4) 掲載項目

下記の項目については、必ず掲載することとする。（※順不同）

項目	備考
表紙	キャッチコピー「REVAMP! NARA～私たちとつくる新しい奈良～」を使用
知事メッセージ	写真・メッセージを掲載
県の主要施策	写真やイラスト等を多用して分かりやすく紹介
職員インタビュー (職種紹介)	撮影した写真とインタビュー内容を掲載
福利厚生、働き方、 研修制度	写真やイラスト等を多用して分かりやすく紹介

※ 統計資料等の必要なデータは、制作時に県より提供する。

※ 掲載項目・内容の確定は、企画提案後に受託者と県が協議し、詳細を決定することとする。

(5) 写真撮影

パンフレットに掲載する職員の写真を撮影する。撮影対象者については、県が指定する。

- ・ 撮影場所：奈良県庁本庁舎、出先機関及び掲載する職員の出張先等
※技術・資格職については、可能な限り現場での撮影を行う
- ・ 撮影人数：約20名程度
※ホームページやSNSに掲載する分も含め撮影
- ・ 撮影日数：10日間程度（撮影対象者のスケジュールにより変動）

(6) 校正

校正は、県が校了と判断するまで行うこと。

6. 納品

受託者は、業務完了後、以下のものを納品すること。なお、成果物及び写真データに係る権利は、県に帰属するものとする。

- ① 業務完了報告書
 - ② パンフレット：5,000部
 - ③ パンフレットの電子データ：一式
 - ④ パンフレット制作の過程で撮影した写真データ、使用したイラスト：一式
- ※③について、全ページのデータと項目別のデータの2種類に分けること。
また、ホームページ掲載用の低解像度と高解像度の2種類に分けること。
いずれも全てPDFデータで納品すること。
- ※④について、成果物内で使用しなかったデータも含め、指定したサイズに加工し、画像ファイル（jpeg又はpng）として納品とすること。
- ※①・③・④について、その全てをUSBもしくはそれに準ずるものにより、県に納品すること。

- ・納期：令和6年9月30日（月）
- ・納品場所：〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30
奈良県総務部行政・人材マネジメント課

7. 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務においては、著作権等の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴う成果物の所有権及び著作権等は、全て県に帰属する。
- (3) 県は、自ら使用するために必要な範囲において、受託者の許可なく無期限かつ無償で成果物を使用できることとする。
- (4) 県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変・加工し、受託者の許可なく無償で使用できることとする。
- (5) 本業務に使用する動画、写真等について、権利を有するものを使用する場合、発生した著作権その他知的財産権に関する手続等の負担は、全て受託者が負うこと。
- (6) 受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権やその他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任を追うこと。
- (7) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果物に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (8) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定するものとする。

8. その他

- (1) 個人情報の取り扱いについて
受託者は、本業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係

法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。特に、別紙1「個人情報取扱特記事項」について留意すること。

(2) 再委託について

受託者は、業務の全部、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画力、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

また、受託者は、本業務達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）、再委託業務の内容、再委託期間および再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、あらかじめ県の承認を得なければならない。

(2) 公契約条例に関する遵守事項について

受託者は、奈良県公契約条例の趣旨に則り、別紙2「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

(4) 情報セキュリティに関する遵守事項について

本業務の実施にあたっては、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に、別紙3「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。

(5) 仕様変更について

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

(6) その他

本業務の実施にあたっては、県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、県の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受託者」をいう。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること。

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）。

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を書面にて明示すること。

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを知った場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること。

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること。

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること。

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること。

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。